

【担当課・グループ名】 消防本部予防課予防グループ

行政活動の名称	四街道市火災予防条例の一部改正				
概要	消防法施行令の改正に伴い、対象火気器具等の取扱いに関する基準等について規定するため改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	消防法施行令に規定する対象火気器具等(火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具で総務省令で定めるもの)の取扱いに関する規定等が改正されたため、四街道市火災予防条例の一部を改正するもので、消防法施行令の基準に基づいて行うものであり、第3号に該当するため。				
公告日 *1	26年6月6日	公告第144号	その他の公表	ホームページ	26年6月6日
計画等決定時期 *2	平成26年6月27日	行政活動実施時期 *3	平成26年8月1日	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1・・・条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載 *3・・・行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適正である

市民参加推進評価委員会コメント